



県議会報告

2018年1月

討議資料

県議会11月定例会は、11月28日に開会し、補正予算案や条例案など17本の議案を可決



し、12月15日に閉会しました。私は、6日に一般質問を行いました。

ました。

その中から2つの項目について、質疑応答とともに、その背景や問題点などをわかりやすくご説明します。他の質問（国民健康保険、山口ゆめ花博）の様子は、井原すがこのホームページ（HP）、県政報告ブログでご覧下さい。

HP : <http://sugako31.sakura.ne.jp/>
ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/sugako31gikai>

政務活動費の不正防止について

2014年の兵庫県議の号泣会見以後も、領収書の偽造や架空発注などにより、富山市議、埼玉県議、8月には参議院議員との不倫疑惑を報じられた神戸市議の不正が次々に発覚しています。

背景や問題点

9月4日、全国市民オンブスマン連絡会議により、政務活動費の情報公開ランキングが発表されました。「住民がどれだけ情報にアクセスしやすいか」と

いう観点から点数をつけたものですが、山口県議会は、残念ながら、都道府県議会の中で、100点満点で12点、下から2番目とされました。

市民団体の提言

「岩国を守る会『風』」という団体は、議員全員の収支報告書と領収書の写真撮影を行い、ホームページに公開することも、問題点をこまめに調査を行っています。その結果も踏まえて、

10月10日付けで、知事及び議長あてに提言書が出されており、その主な内容は次の通りです。

- ① 収支報告書、領収書等を県のホームページに公開すること
- ② 自動車、事務所、人件費等の支払先を事前に登録すること
- ③ 事後払いにすること

知事の責任逃れ

知事は、独自にその使用状況をチェックする責任があるのではないですか。

また、使用状況が適正かどうかまで踏み込んだ監査委員による定期監査を行うべきではないですか。

質問

④ 第三者が、使途の監査を行うこと

政務活動費に関する権限は議会にあると言われていますが、条例には、知事が政務活動費を交付すると規定されており、実は、知事に最終的な執行責任があることとなります。そこで、政務活動費の適正な支給に対する知事の姿勢を質しました。

答弁

使用状況については、条例により議長に調査権限がありますので、議会事務局において、必要な確認がされていると思います。

書面など手続きに関する監査を行っていますが、収支報告書に関する調査については、一義的には議長に権限があり、議会事務局に確認を行うこととなります。



のコメント

ルール上、議長に質問できないのが残念ですが、行政の答弁を聞いていて痛感するのは、責任の所在が明確でなく、知事、議長、議会事務局の間でたらい回しになっていることです。山口県議会において、

「議会改革検討会議」が設けられ、必要な見直しが行われようとしており、自己改革を進めることは大切だと思いますが、限界があることも事実です。まず、政務活動費の支給に関する知事の責任を明確にするとともに、外部の第三者機関などが、客観的な立場からチェックする必要があると思います。